

一 勞働者側

勞働者側ハ面争讓因本部ニ召集シ何等爲ス知ラシク時々野郎ニ  
出テ本部附近ノ空地ニテマツテボールヲ行フ事無聊ヲ慰メ  
ツ、アリシカ所更ニ別ノ交渉ニ出席スルニ至レバ稍緊張シ示  
セリ

一 交渉状況

- (1) 四月三十日築地署ノ斡旋ニ依リ面争讓因鈴木富太郎外五名  
ハ大崎争讓因安平庚一等十名ト共ニ銀座營業所ニ至リ川  
辺支配人溝口管理人ニ会見交渉スルニ具体的ニ進行セズ
- (2) 五月二日全棉ノ交渉アリタルカ経営員側ハ復職者五十五名ニ要  
求事業主側ハ手当四十五日分シ主張シタルカ結局ニ別所更ニ交  
渉ニ當ルニト、レテ交渉打切
- (3) 豫言ノ如シ五月五日所長ニ副政雄モ出席シ交渉ニ入りタルカ  
押岡谷ノ上事業主側ハ復職者二十五名於経営員側ハ手当總計一

万円争讓費用二千円争讓中ノ日給支給ヲ為主張シタルカ再會  
シ交渉レテ右條件ヲ一處保留ス

- (4) 五月七日午後一時前交渉ノ續マトシテ折衝ヲ重ネタルカ争  
讓因側ハ三十五名ノ復職ト外ニ手當其ノ他總額一万六千円ヲ  
支給サレ度シト交渉事業主ハ復職二十五名手當等ノ總額一万  
二千円ヲ主張再會シ約シテ別ル

五月八日前日ノ交渉ニ進メ所轄築地署長ノ斡旋ノ下ニ續々計  
議シ一度決裂セシトシカ遂ニ別証ノ妥協案成リ費事ノ交換  
ヲ以テ事件ヲ落着セシメタリ

一 警 察 事 故

- (1) 五月一日メーソーニ際シ角井工陽争讓因大石梅三郎外四名ハ  
各別ニ公安ヲ害スルノ行爲アリテ(冷梅共一會者共一築地署  
ニ上書是レ)一時檢束セラル